

社債、株式等の振替に関する命令の一部を改正する命令

社債、株式等の振替に関する命令（平成十四年内閣府令第五号）  
法務省令第五号

改正案	現行
<p>(振替機関への通知事項) 第三条 (略) 2~8 (略)</p> <p>9 法第二百二十四条において読み替えて準用する法第六十九条第一項第七号に規定する主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。</p> <p>一~十 (略)</p> <p>十一 振替特定目的信託受益権に係る特定資産(資産の流動化に関する法律第四条第三項第三号に規定する従たる特定資産を除く。) )の内容</p> <p>十二 振替特定目的信託受益権が資産の流動化に関する法律第一百三十条第一項第三号に規定する特別社債的受益権であるときは、 その旨</p> <p>10・11 (略)</p>	<p>(振替機関への通知事項) 第三条 (略) 2~8 (略)</p> <p>9 法第二百二十四条において読み替えて準用する法第六十九条第一項第七号に規定する主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。</p> <p>一~十 (略)</p> <p>十一 振替特定目的信託受益権に係る特定資産の内容</p> <p>(新設)</p> <p>10・11 (略)</p>

## 附 則

この命令は、資本市場及び金融業の基盤強化のための金融商品取引法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（平成二十三年十一月二十四日）から施行する。